

令和 6 年6月1日

## 令和 5 年度事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

埼玉労働局長登録教習機関  
一般財団法人江南クレーン教習所

令和 5 年は、新型コロナウイルスによる感染症が 5 月に第 5 類に分類され季節性のインフルエンザと同等な扱いになりました。一方インフルエンザの流行がここ数年では最も多い感染者を出してしまったようです。また、スポーツでは春には WBC で侍ジャパンが優勝し、春先から国民の多くに元気を与えてくれました。秋には阪神タイガースが 38 年ぶりに日本一になったのも記憶に新しいところです。

クレーン・デリック運転士・移動式クレーン運転士実技教習の基本運転部分が 1 日 1 時間しか教習できなかったものが令和 5 年 4 月から 1 日 2 時間まで可能となり、従来最低 6 日間かかっていたものが最短 4 日間で修了可能となりました。学科免除(学科合格済み)の方のコースは 4 日間で年間予定を組みましたが、希望者が少なく、数回入れた教習予定が少人数しか入学できないということになってしまいました。このようなコースを設定したためクレーン限定(学科有)のコースの方の教習が混みあってしまう状態が続いてしまい大きな反省点となってしまいました。

クレーン限定免許の学科試験が、今年になってから5コース連続で合格率100%を達成しました。過去にはなかった出来事と思います。担当指導員と教習性の皆さんの頑張りに感謝いたします。その他の講習も玉掛け技能講習以外はほとんど昨年比で減少しています。

令和 6 年 3 月 30 日で、登録教習機関の登録が切れるため、再登録の手続きを行いました。今年は再登録の数が多いので、混雑緩和のために昨年 11 月から登録の申請を労働局で受け付けることになり、早めに12月には書類提出を行い無事受理され、令和 11 年 3 月 30 日まで更新できました。

今年度よりスタートした、テールゲートリフターの特別教育も430名程度の修了者数となりました。

全登協の講師研修では、玉掛け作業従事者、フォークリフト運転従事者安全衛生教育の講師、テールゲートリフターの講師研修などの年に4回の研修に会場と講師の提供を行いました。